

都における啓発宣伝活動

～ヤミ金融被害防止のためのキャンペーンの実施～

1 一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン

○開催日時： 上期 令和2年7月13日(月)～19日(日)
下期 令和2年11月9日(月)～15日(日)

○実施内容

コロナウイルス感染症の拡大防止に係る対応を踏まえ、従来の街頭キャンペーンやイベント等への出展による啓発活動を変更し、公共交通機関でのポスターの掲出や参加機関のホームページ等を活用したキャンペーンを実施した。

(1)関係機関へのポスター等の配布 配布先221か所

(2)車内広告(中づくりポスター広告)の掲出

- ・7月13日～19日
都営地下鉄(大江戸線、浅草線、三田線、新宿線)
- ・11月9日～15日
JR(中央線、総武線、上野東京ライン、湘南新宿ライン)

(3)参加機関のホームページ等での啓発

- ・啓発チラシデータの掲載
- ・東京都産業労働局ホームページへのリンク
- ・独自の啓発(警視庁:給与ファクタリングの注意喚起 等)



(バナー)

(4)啓発動画のYoutubeへの掲載

(5)SNS(Twitter・Facebook)での発信

○参加機関：全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会、東京三弁護士会、東京司法書士会、公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会、東京都社会福祉協議会、日本司法支援センター東京地方事務所、日本貸金業協会、関東財務局東京財務事務所、神奈川県、埼玉県、千葉県、警視庁、東京都 計13機関



下期ポスター



(啓発チラシ)

2 資金需要者向けセミナー(出前講座)

大学生などの若年者や高齢者を対象に、ローン、クレジットなどの金融知識の習得やヤミ金融などの金融トラブル被害防止のために講師を派遣する出前講座を、日本貸金業協会と連携して実施

- 実績(12月末現在) 2団体 237人
- ＜内訳＞
- ・若年者向けセミナー 2団体 237人
(専門学校)
- ・高齢者向けセミナー 0団体 0人



(専門学校における出前講座)

- 若年者向けセミナーの教材として、金融被害防止啓発の動画を日本貸金業協会と共同で作製



3 その他の啓発宣伝事業

- ・偽装ファクタリングに関する注意喚起

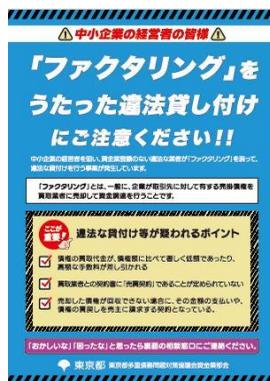
- (公財)東京都中小企業振興公社の会員企業(約1.8万社)に送付

- ・給与ファクタリングに関する注意喚起

- 産業労働局ホームページに掲載

- ・個人間融資に関する注意喚起

- 産業労働局ホームページに掲載



- ・駅前大型ビジョンでの啓発動画放映

- 新宿駅西口、新橋駅前、立川駅前において、若年者向けセミナーの教材として作製した動画の15秒のダイジェスト版を、一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーンに合わせて放映